

大阪府立大学植物工場研究センターコンソーシアム運営規約

20180401

(目的)

第1条 本規約は、大阪府立大学植物工場研究センターコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(運営)

第2条 コンソーシアムの運営は、大阪府立大学植物工場研究センター（以下「センター」という。）が行う。

(運営協議会)

第3条 コンソーシアムの円滑な運営を図るため、次に掲げる事項を審議する運営協議会を置く。

- (1) コンソーシアムの運営に関すること。
 - (2) 年度収支計画
 - (3) 前年度の会費の執行状況に関する会計監事の監査結果の報告
 - (4) その他の事項
- 2 運営協議会の構成員は、別表に定める者をもって充てる。
- 3 運営協議会の構成員の定数は、センター長、副センター長及び教員を含め 5 名以内、法人会員の代表者 10 名以内とする。
- 4 運営協議会の議長は、センター長をもって充てる。また、副議長は、代表幹事及び副代表幹事をもって充て、議長を補佐する。
- 5 幹事は、必要に応じ、大阪府立大学研究推進機構植物工場研究センター組織運営要領第 7 条により定める大阪府立大学植物工場研究センターマネジメント会議（以下、「マネジメント会議」という。）に出席することができるものとする。

(運営協議会の運営)

第4条 運営協議会は、議長が召集する。

- 2 運営協議会は、構成員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 運営協議会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計監事)

第5条 コンソーシアムに会計監事を置く。

- 2 会計監事は、運営協議会の推薦により会員から 2 名以内を選出し、議長が任命する。
- 3 会計監事は、コンソーシアムの会計事務について監査を行い、毎年運営協議会に報告する。

(事務局)

第6条 コンソーシアムの事務は、大阪府立大学研究推進本部研究推進課（以下、「推進課」という。）が行う。

(資産の構成等)

第7条 コンソーシアムの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 設立後、寄付を受けた財産
- (3) 資産から生じる収入
- (4) その他の収入

2 資産は研究推進課が管理する。

(経費の執行)

第8条 コンソーシアムの経費は、資産をもって支弁する。

2 経費の執行については、センター長による決裁にて行う。但し、1件の予定価格が10万円以上100万円未満の経費の執行については推進課課長補佐、10万円未満の経費の執行については同課主査が専決することができる。

(規約の変更)

第9条 本規約は、運営協議会並びにマネジメント会議の議をもって、変更することができる。

附 則

本規約は、平成22年6月1日から適用する。

附 則

本規約は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

本規約は、平成25年11月15日から適用する。

附 則

本規約は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

本規約は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

本規約は、平成30年4月1日から適用する。